

公表時期が遅い統計調査について

厚生労働統計調査については、公表時期（基準日から公表までの期間）が1年を超える統計調査や「報告書の公表までの期間」が2年を超える統計調査も見受けられる。

公表の遅延は、政策判断あるいは企業の経営判断や国民の経済情勢の把握を遅らせ、適時・適切な政策運営等の障害のみならず、厚生労働統計への信頼性を低下させるので、統計調査の有用性の向上の観点から、できる限り公表の早期化に努める必要がある。

公表時期が遅延した理由については、概ね下記1のとおりであり、下記2の現在行っている取組を強化して公表の早期化を図る。

1 公表が遅延した理由

- ① 調査系統の関係機関等からの調査票提出の遅れ
（関係機関等の人員削減による作業の遅れ）
- ② 調査内容の変更に伴う記入ミスとその確認作業の増加による遅れ
- ③ データをリンクさせる相手先の統計調査のデータ確定時期等の遅れ
（当該調査のデータ確定後に集計・分析を行うため）
- ④ データ集計・分析作業の遅れ
（調査実施機関等の人員削減による作業の遅れ）
- ⑤ 調査結果をさらに分析するために当初集計計画に無い新たな集計表を追加したことによる公表の遅れ
など

2 公表早期化のための現在行っている主な取組

- ① 関係機関等に調査票の送付を早めるなど、準備段階より作業の効率化を図り、公表までの時間を短縮
- ② 記入者負担軽減を図る調査票の設計を行い、調査票提出の遅延を防止
- ③ 調査票提出期限の周知徹底
- ④ オンライン調査の導入による記入ミスの防止と郵送時間の短縮
- ⑤ 内検・集計作業の工夫（目検強化・無駄のない集計設計等）によるデータ集計・分析作業の短縮
- ⑥ 報告書の公表に先立ち、統計表を政府統計の総合窓口（e-stat）に掲載することによる公表までの期間の短縮
（報告書は印刷等に期間を要するため）

3 参考（統計法）

（基幹統計の公表等）

第8条 行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、速やかに、当該基幹統計

計及び基幹統計に関し政令で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（一般統計調査の公表等）

第23条 行政機関の長は、一般統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該一般統計調査の結果及び一般統計調査に関し政令で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（略）

※「速やかに」の具体的な目安としては、第1報の公表は、月次調査は60日以内、年次・周期調査は1年以内と解されている。